

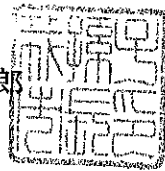


我孫子市告示第161号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項において準用する同法第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和7年5月16日

我孫子市長 星 野 順一郎



指定を解除した特定生産緑地の区域及び面積 別紙のとおり